

熊谷市シティプロモーションサポーター登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊谷市（以下「市」という。）が地域の魅力づくり、魅力発信に貢献する活動（以下「プロモーション活動」という。）を行う者を、「クマガヤサポーター」として登録し、積極的なコミュニケーションを図ることで市の情報発信の総量を増やし、もって市のシティプロモーションの推進を図ることを目的とする。

(登録制度)

第2条 市長は、次に掲げる要件を満たすプロモーション活動を積極的に行うと認められる者をクマガヤサポーターとして登録する。

- (1) 熊谷市の魅力発信に寄与し、プロモーションの波及効果の期待できるものであること。
- (2) 事業者等が自らの責任において、主催（企画、実施及び経理をいう。）するものであること。
- (3) 一定期間継続して実施可能なものであること。
- (4) プロモーション活動を実施する期間において、運営体制と自主的な活動を維持できること。

(対象者)

第3条 クマガヤサポーターの登録を申請できる者は、法人、個人事業主又は任意団体（以下「事業者等」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類する営業を営むもの
- (2) 前号の営業に従事するもの
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている事業者又は民事再生法（平成11年法

律第 2 2 5 号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの

(4) 事業者等に暴力団員等（熊谷市暴力団排除条例（平成 2 5 年条例第 2 8 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び第 3 条第 2 項に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者が含まれるもの

(5) 事業者等に租税その他の公課を滞納しているものが含まれるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、社会問題を起こしている業種、事業者その他クマガヤサポーターとして登録することが不適当であると市長が認めるもの

（登録内容等）

第 4 条 クマガヤサポーターの登録を受けようとする事業者等は、次の各号に掲げる事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）又は当該事項を記載した書面（以下「申請書」という。）により、市長に申請するものとする。

(1) 事業者等の所在地

(2) 事業者等の代表者氏名

(3) 事業者等の担当者の氏名及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレスをいう。）

(4) プロモーション活動の内容等

ア 担当者氏名

イ SNS アカウント

ウ プロモーション活動の内容の別

（ア） 社員や顧客に向けた市の PR 情報の発信

（イ） 社用車や店舗等への市の PR 情報の掲示

（ウ） 商品パッケージ、チラシ、名刺等への市の PR 情報の掲載

- (エ) 市のPR冊子の作成又は配布
- (オ) 市をPRするためのタイアップ商品等の開発
- (カ) 市の広報及びプロモーション活動への協力
- (キ) 市の公式SNSのフォロー、シェア、タグ付け等
- (ク) その他

2 前項の申請書には、必要に応じ、プロモーション活動の内容を説明する電磁的記録又は書面を添付するものとする。

(登録の基準)

第5条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、プロモーション活動の内容が次の各号のいずれかに該当する場合には登録をしないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 特定の政党の利害に関する活動又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持するもの
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するもの
- (5) 市が特定の個人や商品を推薦しているような誤解を与えるもの
- (6) 社会問題等の主義、主張等に係るもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- (9) 人権を侵害し、差別を助長するおそれのあるもの
- (10) 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- (11) その他プロモーション活動として適当でないと市長が認めるもの

(登録の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、登録を決定し、その旨を書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）により、当該事業者等に通知するものとする。

2 市長は、第1項の登録をしたときは、事業者等にクマガヤサポーターの登録を受けた事業者等であることを証する書面を交付するものとする。

3 市長は、第1項の場合において、その内容が適当でないと認めるときは、登録しないことを決定した旨を書面により当該事業者等に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録したクマガヤサポーターの名称及びプロモーション活動の内容を市ホームページで公表するものとする。

(登録内容の変更及び修正)

第7条 クマガヤサポーターは、登録内容に変更が生じた場合は、市長に申し出るものとする。

2 市長は、プロモーション活動が本要綱に違反している、又はそのおそれがあると認めたときは、クマガヤサポーターに対してプロモーション活動の修正を求めることができる。

(登録の取り消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、クマガヤサポーターの登録を取り消すことができる。

(1) 1年以上プロモーション活動の実績がないとき。

(2) 前条第2項の規定によるプロモーション活動の修正をクマガヤサポーターが行わないとき、又は修正を行うことによっても解消

できないとき。

(3) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(4) その他プロモーション活動が適切でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を書面により、当該クマガヤサポーターに通知するものとする。ただし、廃業その他の事由により、代表者の所在が不明な場合等通知しないことにつき相当の理由があると認められる場合にあってはこの限りでない。

3 市長は、第1項の規定により登録を取り消したことによるクマガヤサポーターに対する賠償の責めを負わない。

(登録の辞退)

第9条 クマガヤサポーターは、自己の都合により、登録を辞退することができる。

2 前項の規定により辞退するときは、クマガヤサポーターは書面により市長に申し出なければならない。

(クマガヤサポーターの責務)

第10条 クマガヤサポーターは、プロモーション活動に関する一切の責任を負うものとする。

2 プロモーション活動に関して第三者から損害を被ったという請求がなされた場合は、クマガヤサポーターの責任及び負担において解決することとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

参考様式第 1 号

熊谷市シティプロモーションサポーター登録申請書

年 月 日

熊谷市長 氏名 宛

住所（所在地）：
会社名・団体名：
代表者氏名：
連絡先：（電話）
（メール）

熊谷市シティプロモーションサポーター登録制度実施要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業者等の情報

担当者氏名	
S N S アカウント	
プロモーション活動の内容	☐ 社員や顧客向けに市の P R 情報の発信 ☐ 社用車や店舗等への市の P R 情報の掲示 ☐ 商品パッケージ、チラシ、名刺等への市の P R 情報の掲載 ☐ 市の P R 冊子の作成又は配布 ☐ 市を P R するためのタイアップ商品等の開発 ☐ 市の広報及びプロモーション活動への協力 ☐ 市の公式 S N S のフォロー、シェア、タグ付け等 ☐ その他（ ）

参考様式第 2 号

熊谷市シティプロモーションサポーター登録・不登録決定通知書

文書記号第 号
年 月 日

様

熊谷市長 氏 名 ④

熊谷市シティプロモーションサポーター登録制度実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり決定します。

記

事業者等	
代表者氏名	
住所・所在地	
登録・不登録	登録 ・ 不登録
不登録の場合の理由	
登録番号	

参考様式第 3 号

熊谷市シティプロモーションサポーター登録取消通知書

文書記号第 号
年 月 日

様

熊谷市長 氏 名 ④

熊谷市シティプロモーションサポーター登録制度実施要綱第 8 条の規定により、下記のとおり登録取消しを通知します。

記

登録番号	
事業者等	
代表者氏名	
住所・所在地	
登録取消しの理由	